

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	総務部政策デザイン課
委託業務番号	令和3年度長政第6号
委託業務名称	長浜市移住定住促進事業
委託業務場所	長浜市内ほか
業務の概要	都市圏のUIJターン希望者を主なターゲットに、本市の暮らしの魅力を情報発信するとともに、地域と連携し、空き家を活用した移住しやすい環境づくりや移住後の不安を解消できる生活基盤づくりなどの総合的な移住定住支援を行う。 (1) 移住相談窓口の設置(2) 移住者獲得に向けた情報発信(3) 空き家バンクの運営(4) 移住希望者へのセミナー等の開催(5) 移住者のネットワーク化(6) 地域(自治会)との連携による受入れ環境の整備(7) (7) 地域おこし協力隊等の支援(8) 移住関連イベントでの移住相談窓口の開設(9) 移住者統計調査の定期報告(10) (10) 田舎暮らし体験・里帰りツアーの造成
履行期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日
契約年月日	令和3年4月1日
契約額(税込)	9,397,000
契約の相手方	[所在地又は住所] 長浜市元浜町28-24 [商号又は名称] 長浜市移住定住促進協議会
契約相手方の選定理由	長浜市移住定住促進協議会(いさな湖北定住センター、長浜まちづくり株式会社、K-ZOHN運営協議会、滋賀県湖北不動産事業協同組合、一般社団法人古民家再生協会滋賀、湖北古民家再生ネットワーク、一般社団法人空き家アドバイザー協議会滋賀県長浜支部、長浜市)は、市内において移住定住支援、不動産事業、古民家保存事業を行う機関が連携し、本市の呼び掛けにより、移住定住促進を目的として平成28年3月25日に設立した団体であり、市内の空き家等の情報を一括して把握できる団体である。また、うち3機関(いさな湖北定住センター、長浜まちづくり株式会社、K-ZOHN運営協議会)については、これまでから空き家等を活用した移住者支援を行うノウハウがあり、本市は同様の業務を委託してきた実績がある。以上のことから、市内の移住支援の実績とノウハウを持つ機関で構成する長浜市移住定住促進協議会に委託する以外に代替性はない。
根拠規定	<p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>